

# 諸国家システムにおける国民国家

——国民国家の擬制性とその存立基盤を巡って——

*Nation-State in the States-System: The Fiction of Nation-State and its Reason*

高橋 正樹\*

## 目 次

はじめに

### 1. 概念と方法

1-1. 国家と国民国家

1-2. 国家分析の方法

### 2. 諸国家システムと主権国家

2-1. 主権と領域支配

2-2. 絶対主義の誕生

2-3. 諸国家システムと主権国家

### 3. 諸国家システムと国民国家

3-1. 市民革命と人民主権

3-2. 国民国家の擬制性

3-3. 国家主権とナショナリズム

3-4. 諸国家システムと国民国家

むすび

## はじめに

本稿の目的は、国民国家を再生産するメカニズムの政治学的分析をおこなうことである。その際、とくに諸国家システム (states-system) と国民国家 (nation-state) の「擬制性」に焦点を当て、その両者の相互補強関係を明らかにしたい。ただし、国民国家と国家システムの相互補強関係を示すことは、その構造が永久に続くということを主張することではない。たとえば、ヨーロッパの地域統合への動きやいわゆるグローバリゼーションの動きのように、この構造を相対化させるメカニズムも働いており、その両者の相互作用が現実の政治を構成している。あるいは、地球環境や経済、軍拡など国民国家と諸国家システムでは解決できない地球的問題群が噴出して、このシステムの正当性が問われていることも大変重要な問題である。しかし、まさに、国民国家と諸国家システムに対する現実と規範の両面におけるこれらの最近の挑戦の意味を理解するためにも、まずは国民国家と諸国家システムに見られ

\*Takahashi, Masaki [情報文化学科]

る相互補強関係を解明することが不可欠ではないだろうか。

このテーマの背景には、広くいえば人間の集合的アイデンティティと政治的共同体の再定義が、冷戦崩壊後のいま緊急に求められているのではないかという認識がある。冷戦時代、共産主義と反共産主義という政治境界線と、国民国家という政治的境界線とが複雑に結びついてきたが、冷戦崩壊後、新たな政治的境界線をめぐって、政治が展開されている。その新たな展開には三つの異なった側面がある。第1に、旧共産圏においては、共産主義による国家の政治的統一性が解体し、新たなあるいは古い民族的、宗教的な政治的境界線が国家の政治境界線を再編しようとしている。その例として、旧ユーゴスラビアで発生している民族対立や国家としてのソ連の解体などがある。第2に、旧西側では国家の集合的アイデンティティを反共と密接に結びつけた民主主義に求めていたが、共産主義体制の崩壊によって政治的境界線の再定義を迫られている。

第3に、東西冷戦に翻弄されながら、その政治ベクトルのなかで国家構築を推し進める以外に道がなかった多くの南の諸国は、反共産主義や共産主義という体制原理を失い、国民国家モデルの再定義を迫られている。本稿の直接的な問題関心は、このとくにタイを中心とした東南アジアにおいて、国民国家をモデルとした政治的境界線が、冷戦崩壊後どのように変化しつつあるのかという点にある。周知のように、アメリカ・中国・ソ連の複雑なイデオロギー闘争及び覇権争いの結果、東南アジアは他の地域と同様に、政治的境界線形成の過程で冷戦構造に大きく影響された。冷戦が崩壊すると、政治的境界線は、地域や宗教やエスニシティ等によって複雑性を増すようになっているのである。

たとえば、タイにおいては、国家指導者は、既存の国民国家の枠組みを維持しようとするが、華人系の多い都市中間層は「タイ的なもの」の再定義を求めている。歴史を辿るなら、タイは19世紀末、植民地化を免れたが、西欧植民地主義によって諸国家システムに投げ込まれ、英仏から主権・領土・国民の整備を求められた。戦後、インドシナ地域における冷戦という国際環境のなかで、中央政府は領域内への支配権を確立し、国民統合を推し進めることになった。さらに、インドシナ冷戦状況下での70年代の民主化運動とナショナリズムの時期を経て、80年代後半から90年代には代議制などの民主主義制度が定着しつつある。しかし、代議制に対する都市住民の不信感が高まり、90年代後半に改正された民主主義的色彩の強い憲法は被選挙権を大学卒者に限定した。さらに、都市中間層の多くが華人系タイ人であるという事実を反映して、「タイ人」のなかにある「華人性」に肯定的評価を下し、戦後の冷戦期

に形成されてきた「タイ人」の相対化現象が見られている<sup>1)</sup>。

冷戦構造に大きく規定された国家構築が、冷戦構造の崩壊によってその存立基盤を失うのは当然といえる。しかし、その結果は、国民国家そのものの否定ではなく、逆に国際的条件の変化に対応した国民国家の再構築であるといえる。そうだとするならば、国家の存立基盤である国際的な諸条件がその国家を考察するうえで重要な要因になってくる。本稿では、国際的な条件の内とくに、諸国民国家によって構成される諸国家システムが、国民国家の形成と存続にとって重要な要因になっているのではないかという仮説に立ち、そのメカニズムを提示したい。

以上のような目的と問題関心にしたがって、第1章で、概念定義と方法論について検討したあと、第2章では、中世世界の崩壊を経て諸国家システムと領域的主権国家が誕生する過程を明らかにする。そこでのねらいは、諸国家システムと近代国家とが不可分の関係にあることを示すことである。第3章では、領域主権国家がフランス革命を経て国民国家としての内容を加えることにより、国家主権とシティズンシップとナショナリズムが、諸国家システムの間で相互に補強し合いながら国民国家を再生産するメカニズムを示したい。

## 1. 概念と方法

国民国家の擬制性を解明するために、多様で曖昧な国家概念の定義を明確にし、限定的に使用することで議論の混乱を防ぎたい。

### 1-1. 国家と国民国家

国家概念には多様な定義があるが、本稿では、国家概念に「権力主体とその支配機構」と「権力に包摂された社会システム」と「政治共同体」の三つの内容を想定する。論者によっては、このいずれかの定義を採用してそれ以外を認めないことがあるが、本稿では国家の多様な側面に光を当てるといった観点からどの側面も排除しない。

この国家概念を考察するうえで、西欧政治史における国家概念の変遷についての福田歓一と加藤節の分類が参考になる。福田によれば、西欧政治史において国家は三つの側面をもつ

<sup>1)</sup> 90年代に入ってから、タイの華人系都市住民が自らの「華人性」を積極的に評価する雰囲気が出てきた。この点に関しては、以下を参照せよ。高橋正樹「タイ・第四の波」『私学公論』1994年、23-30頁。

ていた。すなわち、1) polisやcivitasのように少なくとも観念上いわば第一次集団をそのまま政治社会に組み上げた小規模の人的集団（国家pc）、2) のちに国民国家の外枠となったstato, État, Staatなどの近代ヨーロッパの権力主体とその支配機構（国家S）、そして、3) この国家Sを外枠としてその内側に、多様な地方的、身分的、宗教的多元性をもった多くの集団を国民というひとつの人的共同体として包み込む国民国家（国家N）の三つである。同じような観点から加藤節は、国家概念として、stato, state, Staat, Étatで表現される「支配のための機構や装置を指し、被支配者も国家の構成員であるという意味をもたない」場合と、polis, civitas, res publica, republic, commonwealthで表現される「支配者と被支配者とをともに含み、全成員の共有物として意識されていた人的共同体としての国家概念」の場合のふたつに分けて考える。加藤は福田の国家pcと国家Nとを共同体概念としてひとつにまとめている<sup>2</sup>。

他方、ティリー（Charles Tilly）は、国家を権力組織の側面から次のように定義する。すなわち、国家（state）とは、「家族や同族集団とは全く異なり、かなりの領域内において他の全ての組織に対して何らかの明白な優位性を発揮する強制力行使機関」である。また、国家とは別に、国民的国家（national state）という概念を提示して、それを「中央集権的で差異化され、自治的な構造によって多数の隣接する地方やその諸都市を統治する国家」であると定義する。また、このnational stateは、「必ずしも人々が言語的、宗教的、象徴的に強固なアイデンティティを共有している国家、すなわちnation-stateを意味しない」<sup>3</sup>。

ギデンズ（Anthony Giddens）もティリーと同様に、国家を国家Sとしてのみ考える。すなわち、ギデンズは、伝統的国家にも当てはまる概念として、国家を「その法的命令が領域的に行われ、その法を維持するために暴力手段を動員できる政治組織である」と定義する。これは、自由主義の社会学者であるデュルケムとマルクスはいずれも、近代国家の本質を、その暴力手段の管理と領域支配に体系的に結び付けて考えなかったと批判する。また、自由主義の系譜をひくベンディックスにとって、「近代国民国家は、シティズンシップの権利が実現される『政治共同体』として考えられており、他の多くの国民国家から構成される世界の中での軍事力の保持者としてではない」と批判する<sup>4</sup>。同様に、ギデンズの国民（nation）の定

<sup>2</sup> 福田敏一「国民国家の諸問題」『思想』623号、1-23頁、加藤節「民族と国家」『思想』1996年5月（No.863）、6頁。

<sup>3</sup> Charles Tilly, *Coercion, Capital, and European States, AD 990-1992*, Oxford: Blackwell, 1992, pp.1-3.

<sup>4</sup> Anthony Giddens, *The Nation-State and Violence*, Berkeley: University of California Press, 1987, pp.17-31（松尾精文・小幡正敏訳『国民国家と暴力』而立書房、1999年、26-43頁）。ベンディックスに関しては、Reinhard Bendix, *Nation-Building and Citizenship: Studies of Our Changing Social Order*, Berkeley: University of California Press（河合秀和訳『国民国家と市民的権利・II』岩波書店、1981年）を参照のこと。

義にも共同体概念はなく、それは「明確に画定された一定の領域内に存在するひとつの集合体 (a collectivity)」である。また、国民国家 (nation-state) は、「境界を画定された権力容器 (a bordered power-container)」であり、「他の国民国家とともに構成する複合体のなかに存在し、画定された境界をもつ一定の領域に対して管理的独占を維持している一連の統治の制度的諸形態である。その国民国家による支配は、法によってや、対内的暴力手段と対外的暴力手段を直接に統制することによって公認される」。このように定義されるギデンズの国民国家は、領域的主権国家のことであり、住民はあくまで国家装置による支配の客体としてしか考えられていない<sup>5</sup>。

ティリーやギデンズのように、政治共同体を前提にしないで権力的観点から国家を定義することは、国家の権力的側面を正確に捉えることができるという利点をもつ。また、コナー (Walker Connor) がいうように、国民国家という用語で国民と国家を同一視することは、ひとつの国民が自らの国家をもつという、事実を反した前提に立つので正確ではなく、それでは複雑な国家のあり方を理解することはできない<sup>6</sup>。国民国家概念がもつ分析概念としての曖昧さは本稿でも認める。しかし、批判的視点を提供する規範概念としてはどうだろうか。共同体としての国家という捉え方をしない場合、そもそも「国民国家の擬制性」という問題設定が不可能になる。すなわち、人民主権の実現を目指す政治共同体という国民国家の理念の「ウソ」への批判的視角が出てこない。さらに、国家Sが自己の正当化のために共同体としての国民国家概念を利用する現実を考えれば、「政治的共同体」としての国民国家という概念は一層重要である。また、ティリーの「国民的国家」やギデンズの「国民国家」に相当する、三番目の「権力に包摂された社会システム」としての国家という側面は、国家権力と人的集合体との関係を国民国家モデルから自由に把握する分析概念として必要な概念である。

最後に、政治共同体としての国家、すなわち「国民」をその構成要因により、「市民的国民」と「民族的国民」に分けて考えたい。英語のnationには、この両方の意味がある。市民的国民は、人民主権の理念に実現に向けて国家を形成するか形成を目的とする政治共同体であり、他方、民族的国民は文化的の共通性を契機として国家を形成するか形成を目的とする政治共同体である<sup>7</sup>。この場合、アンソニー・スミス (Anthony Smith) が分類した「領域的・市民的ネイション」に国民が、「エスニックなネイション」に民族がそれぞれ対応すると思わ

<sup>5</sup> Anthony Giddens, *The Nation-State and Violence*, pp.116-121 (邦訳、137-144頁)。

<sup>6</sup> Walker Connor, *Ethnonationalism: The Quest for Understanding*, Princeton: Princeton University Press, 1994, pp.95-96.

<sup>7</sup> ちなみに、エスニック集団は、文化的の共通性を契機に結合するが独自の国家形成を目指さない政治集団と定義する。

れる。スミスも指摘するように、現実には個々の国民国家はこの両側面を内包しているので、その市民的政治文化を強く指向した国家は同時に民族的なモデルを、他方、民族的なモデルを強く指向した国家は同時に市民的モデルをそれぞれ採用せざるをえないのである<sup>8</sup>。

以上の議論を踏まえて本稿では、国家には、「権力主体とその支配機構」、「政治共同体」、「権力に包摂された社会システム」の三つの側面があると考え、その使い分けを明確にする場合は、より特徴が明確になるように、国家権力、国家装置、国民国家、民族国家というように使って、原則として「国家」を単独には用いないことにする。

## 1-2. 国家分析の方法

欧米の先進国を対象にした政治学は、国民国家を前提にした議論を展開して、国家権力を研究の対象にすることは少なかった。たとえば、アメリカではトクヴィルの研究以来の「平準化された社会」観の影響が大きく、「アメリカ政治学における国家の欠如」という傾向がある<sup>9</sup>。あるいは、他の国家への関心があっても、それは比較研究に止まる傾向があり、とくに国際的環境のなかでの考察は軽視されてきた。ただし、それでは国際関係論の視点を入れればよいのかという問題はそう単純はない。レイモン・アロン等の国際関係論のリアリストは、国際関係を国家の主権概念から説明し、主権国家同士がぶつかり合う無政府状態として想定することによって諸概念を構築し、現実を説明する<sup>10</sup>。しかし、国家主権は理念もしくは法的概念であって現実には不完全であり、政治学的観点からすれば、まさに主権概念からみたら不完全な部分にこそ説明すべき重要な内容をもっている<sup>11</sup>。

本稿は、国際的観点が国家研究にとって重要であるという立場をとるが、その方法は単なる主権国家間同士の利益や安全保障を賭しての、パワーのぶつかり合いという外交戦略論ではない。スプリュット (Hendrik Spruyt) がとくに西欧における国民国家の誕生とその進展を説明する際に強調した、「広範な外的変化は内部の多様な反響を生む。そのような外部の変化

<sup>8</sup> Anthony D. Smith, *The Ethnic Origins of Nations*, Oxford: Blackwell, 1994, pp.129-152, (巢山靖司・高城和義他訳『ネイションとエスニシティ』名古屋大学出版会、1999年、153-180頁)。

<sup>9</sup> J. P. Nettl, "State as Conceptual Variable" *World Politics*, Vol. XX, No.4 (July 1968) p.561.

<sup>10</sup> レイモン・アロンに関しては、さしあたり拙稿「R.アロンの国際秩序論——自然状態の側面を中心に——」『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』第1号(1998年3月)を参照のこと。また、ネオリアリズムとその批判として以下を参照のこと。Robert O. Keohane, *Neorealism and Its Critics*, New York: Columbia University Press, 1986.

<sup>11</sup> 国際関係論における国家と国際関係との相互作用に早い時期から注目した論者として、シンガー、ホフマン、ウォルツ等がある。David Singer, "The Level-of-Analysis Problem in International Relations" in Klaus Nnorrr and Sidney Verba eds., *The International System*, Princeton, 1961, pp.77-92; K. Waltz, *Theory of International Politics*, Massachusetts: Addison-Wesley, 1979, pp.18-101; and Stanley Hoffmann, *Primacy or World Order*, New York: McGraw-Hill, pp.146-147, Footnote.9.

に応えるかたちで、物的利害に基づき、概念的枠組みを共有することによって、新たな政治的連合が形成される」という社会変動の認識を共有している<sup>12</sup>。国民国家を理解する場合には、国民国家が存立基盤とする諸国家システムとの関係に注目する必要があるという分析視点はここから導き出される。

## 2. 諸国家システムと主権国家

ここでは、国民国家へと変容する前の主権国家と諸国家システムとの相互補強的關係を明らかにしたい。西欧の歴史において、中世世界が崩壊して、絶対主義が主権国家として登場し、主権を互いに認め合う諸国家システムが構築された。

### 2-1. 主権と領域支配

絶対主義時代に成立した近代国家にとっての本質的な構成要件は、「主権」と「領域」である。オヌフ (Nicholas G. Onuf) によれば、近代主権概念には、対外主権 (majestas, sovereignty, majesty)、国内主権 (imperium, supreme administrative power, rule, adminion)、人民主権 (res publica, popular sovereignty) という三つの内容がある。対外主権は、国家は領土内に対していかなる権威にも服しない最高の権力を排他的に主張し、また他国の同様な権利を対等に認めるという内容をもつ。国内主権とは、支配者が対内的に絶対的な権力を執行することである。ただし、現実的にはいかなる独裁者であろうが、その人個人が全権力を執行することは不可能である。したがって、支配者はその執行を他に委譲することがある。その結果、権力の階層構造が形成される。最後の人民主権は、人民に属する主権であり、共通善のための政治的合意と考えられる。この考えの下では、支配者は人民の代理人 (agents) として権力を行使する<sup>13</sup>。このうち、対外主権と国内主権をとくにまとめて「国家主権、state sovereignty」として考え「人民主権」と区別することがある。本章では国家主権について検討し、人民主権についてはフランス革命以降の国民の誕生として次章で検討する。なお、主権は近代以前にも存在したとも考えられるが<sup>14</sup>、主権が諸国家システムと不可分であることと人民主権を重視す

<sup>12</sup> Hendrik Spruyt, *Sovereign State and its Competitors*, Princeton: Princeton University Press, 1994, pp.25-26.

<sup>13</sup> Nicholas G. Onuf, "Sovereignty: Outline of a Conceptual History" *Alternatives*, 16 (1991) pp.435-437.

<sup>14</sup> ヒンズレーはローマ帝国時代の主権概念を論じている。F. H. Hinsley, *Sovereignty*, New York: Basic Books, 1966, pp.27-44.

るという観点から、本稿では近代以降の主権を考察の対象とする。

つぎに、主権の領域性 (territoriality) について考えてみよう。ラジー (John G. Ruggie) は、主権と領域の関係の三様のあり方によって、領域的に排他的主権を特徴とする近代国家以外の政治体系のあり方を示している。第1は、支配体系が領域的である必要が全くない場合である。たとえば、同族支配の場合は、ある一定の空間が血縁関係に基盤を置く体系によって占められてはいるが、その領域的範囲が限定されていない。第2は、支配体系が領域性をもつが、その領域が固定されていない場合である。たとえば、モンゴルの遊牧民は一個所の牧草地だけでは十分ではないために移動を繰り返すので、一定の領域を占有することはない。第3は、支配体系が領域的でその領域が移動せず固定されていても、その領域に対する支配が排他的ではない場合である。ラジーはこの例として中世ヨーロッパをあげている<sup>15</sup>。

西欧の近代国家の主権概念は排他的でその支配対象の区別を明確にする。ただし、この内と外の区別は、論理的に考えれば、共同体で分けても領域で分けても構わない。人間や共同体を縛るか、土地に縄を張るかである。ここには、主権の特徴から論理的に導き出せる結論はないだろう。むしろ、歴史的経験から説明されるのが妥当であろう。

西欧の歴史において、主権の範囲が空間的領域によって区別された理由として、とりあえずふたつ考えられる。第1の理由は、支配の対象とすべき共同体が存在していなかったという事実である。絶対主義時代の主権国家は都市や農村の共同体を壊して、あるいはそれらと対立しながら支配権を拡大した。主権国家は絶対主義の時代には、政治共同体でも文化共同体でもなく、まずもって権力主体とその支配機構としての国家であった。すなわち、主権を領域的に画定してから、その内部に「共同体」を創造したというのが歴史的事実である。したがって、主権の対象を共同体におくことは現実的ではなかったと考えられる。

第2の理由は、防衛ラインが国家主権概念によって、主権の及ぶ範囲を確定する境界に変容していき、国家は徐々にその範囲内で支配を強化し、国内主権の実質化を図ったからである。辺境が国境に変容する原因として、係争中の国境地帯の防衛上の必要と、主権国家としての地位の完璧性の強調とがあった。

ヨーロッパにおいて、主権の明確化にともなう国境が画定するまでは、辺境地帯が国家間

<sup>15</sup> John G. Ruggie, "Territoriality and beyond: problematizing modernity in international relations" *International Organization* 47,1 (Winter 1993) pp.148-150. また、クラトクウィルもモンゴルや中国、ローマ帝国を例に出して、非領域的な社会組織と領域的な社会組織に関して論じている。Friedrich Kratochwil, "Of Systems, Boundaries, and Territoriality: An Inquiry into the Formation of the State System", *World Politics*, Vol.XXXIX, No.1 (October 1986) pp.29-36.

に横たわっていた。辺境地帯はその範囲が漠然と示されているだけで、その国家の政治支配とは直接関係がなかった地域であった。伝統的国家にとって、このような辺境は他国の侵略に対して自国を防衛する自然の城壁となるような地帯であった。主権概念が相互承認されると、この防衛的意味をもつ辺境地帯は、国家主権の直接接触もしくは衝突する地域となり防衛上ますます重要な意味をもつと同時に、各国家にとってその国家主権の及ぶ範囲の画定が求められた。この辺境が国境に変容していくのは、17世紀から18世紀にかけての戦争とそれに伴う会議によってであり、辺境が地図上で相互に承認された境界である国境への変容していったのは、18世紀になってからである<sup>16</sup>。

近代的な意味での国境は、「国家主権」の境界線である。したがって、伝統的国家が建設した柵や堀や壁などの構造物は、かりにその境界線がそれら構造物によって明確に画定されていたせよ、近代国家における国境とは異なる。自然の地理的境界であろうが、人工の構造物による境界であろうが、それ自体は、国境の本質とは何ら関係ない。「主権の境界線を定めるものとしての国境は、国境を接するそれぞれの国家によって承認される必要がある」<sup>17</sup>。すなわち、国境であるか否かは、境界線自体の形態が問題ではなく、国家の主権の存在と諸国家間のその相互承認が問題となる。

## 2-2. 絶対主義の誕生

ヨーロッパ中世は、封建制的な人的つながりに基礎を置く非常に分権化された政治システムであった。神聖ローマ帝国、教会、封建制が重層的に重なり合って、個人はこれら多元的な権威の下にあった。そこでは、教会、領主、王、皇帝、都市が同時に裁判権（支配権）を行使しようとすることもあった。領地は各地に点在しており、領域的に囲い込むような支配形態ではなかった。神聖ローマ帝国は、固定した首都をもたず宮廷は各地を定期的に巡回していた<sup>18</sup>。

伝統的国家の統治範囲は、地域共同体を包み込むほどには拡大していなかったし、伝統的国家では、政治的中核が暴力手段を近代国家に比べると不安定な形でしか掌握していなかつ

<sup>16</sup> Anthony Giddens, *The Nation-State and Violence*, p.90 (邦訳、109-110頁)。国境の形成とそれに付随する地図の作成が、同化と差異化という国民国家形成にとって重要な意味をもつという点に注目した研究として以下を参照せよ。Thongchai Winichakul, *Siam Mapped: A History of the Geo-Body of a Nation*, Honolulu: University of Hawaii Press, 1994.

<sup>17</sup> Anthony Giddens, *The Nation-State and Violence*, pp.51 (邦訳、66頁)。

<sup>18</sup> プルは、国家主権を認めないが世界政府もない「新しい中世体制 A New Mediaevalism」として提示している。Hedley Bull, *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, London: Macmillan, 1982, pp.254-255.

た。このことは、国家に近代的な意味での「警察活動」がほとんどなかったこと、政治的中核に対する軍事的挑戦が常にあったこと、さらに山賊、海賊、暴力集団が常に台頭する可能性があったことを意味する<sup>19</sup>。また、政治支配は人々の日常生活を統制しておらず、伝統的国家では、社会の広い領域が独自の特徴を失うことなく存在した。征服帝国では、先住民は税を納めたり必要な貢ぎ物を差し出すかぎり、自分たちの以前からの行動様式をそのまま続けることができた。また、先住民の行政制度さえほとんど影響を受けることがなかった<sup>20</sup>。

この中世世界が崩壊して絶対主義が中央集権的な支配体制を構築すると、のちの国民国家を準備する上で重要な条件を与えた。たとえば、フランスではフランス王と都市市民は封建的秩序を解体するために、徴税制度や統治制度を整備した。国王は徴税することによって、役人や徴税請負人の利益になるようにすることで、かれらを仲間にしてライバルである封建勢力と教会勢力を倒していった一方で、増えた税収によって貴族や僧侶に年金を与えたりあるいは免税したりして、かれらを同盟に引き込んだ<sup>21</sup>。

都市市民は、封建的な分断社会は円滑な経済活動に支障をきたすことから、封建体制からの自立を望んだ。王権はこの都市勢力と同盟を結び封建勢力を倒し、直接徴税することによって収入を増やし軍事力を高めることができたので、徴税強化と金納化と商業活動の活発化を推し進めた。そのための環境作りを王は積極的に進めたのである<sup>22</sup>。この過程で、国家は自立性の高い権力媒介者を排除しながら、地域共同体や家庭や企業に入り込み中央政府による直接支配を強化した。聖職者、領主、都市貴族、そして独立騎士団といった媒介者が支配者と被支配者の間にいたのでは、国家が調達できる資源には限界があり、権力の集中と蓄積にとって大きな障害であった<sup>23</sup>。

封建制の経済に対する障害の一つは、広い地域に通用する様々な標準化がなされていないことであった。そのため、通貨制度を整え、度量法の統一化を図り、法的確実性を高め、商取引や情報交換のコストを下げることで、王権の拡大に対する支持を獲得していった<sup>24</sup>。

一定の領域内で主権を行使するという概念は、権力が公的性格を備えるようになったという点で、人的なつながりに基づいた封建制とは論理的に大きな相違があった。王権は次第に非

<sup>19</sup> Anthony Giddens, *The Nation-State and violence*, p.182 (邦訳、211頁)。

<sup>20</sup> David Held, *Democracy and the Global Order: From the Modern State to Cosmopolitan Governance*, Stanford: Stanford University Press, pp.32-33,137; and Anthony Giddens, *The Nation-State and Violence*, pp.51-52 (邦訳、67頁)。

<sup>21</sup> Hendrik Spruyt, *Sovereign State and its Competitors*, pp.105-106.

<sup>22</sup> *Ibid.* p.159.

<sup>23</sup> Charles Tilly, *Coercion, Capital, and European States*, pp.103-104.

<sup>24</sup> Hendrik Spruyt, *Sovereign State and its Competitors*, pp.165-166.

人格化していき、最高裁判権をもった立法者としての公的役割に自己の権力の正当化を求めようになった<sup>25</sup>。さらに、絶対主義の時代の徴税は、支配者の世帯とは何ら家産的結びつきのない国庫、すなわち財政や歳出という存在が認められた公的な経済機構の問題となった<sup>26</sup>。

### 2-3. 諸国家システムと主権国家

主権国家は諸国家システムと表裏一体の関係であり、同じことの別々の側面を示す。領域的支配を確立していった主権国家は、自己の領域的支配権を確実にするために他のいかなる国家の介入をも避けようとする。このことは結果的に、他国の領域主権も尊重する。この排他的権力の相互承認は、自己の支配権の維持強化にとって前提条件になる。この互いの主権を認め合う国家間のシステムが諸国家システムであり、これが主権国家の存立条件である。

諸国家システムは、国家間で主権を承認し合うことによって成立した。いったん諸国家システムが形成されると、自動的な再生産システムともいえる構造が諸国家システムと主権国家との間に成立して、諸国家システムは国家の主権を一層強化するとともに、行為主体の主権国家化を促進し、それが再びもどって諸国家システムを強化する。

このことをヨーロッパ史でみるならば、中世世界が崩壊した後、主権国家が誕生し一般化していったが、それを可能にした要因は諸国家システムにあった。中世世界崩壊後、主権国家、ハンザ同盟、都市国家が一時並存していたのだが、次第に主権国家に一元化されていった。スプリュエットは、この主権国家の普遍化過程を、ダーウィンの適者生存メカニズム、相互承認メカニズム、模倣と離脱メカニズムの三つで示している。

第1のダーウィンの適者生存メカニズムによれば、自然界では新しい環境にある種はより生存に適して生き延びるが、適していない種は滅びる。これと同じように、社会的環境変化のもとに誕生した全ての社会制度が、生き延びるわけではない。中世的世界が崩壊したのちに誕生した主権国家、都市国家、都市同盟（ハンザ同盟）という諸制度のなかで、ハンザ同盟は、領域主権国家に比べると効果的な組織ではなく、戦争や経済活動において、非効率的な力しか発揮できなかった。その原因として、ハンザ同盟は主権性と領域性が曖昧であったことがあげられる。すなわち、ハンザ同盟は、同盟都市相互の自由と商業活動の防衛のために機能的に統合されていたが、領域的には統合されていなかった。したがって、同盟内の階

<sup>25</sup> *Ibid.*, pp.106-107.

<sup>26</sup> Anthony Giddens, *The Nation-State and Violence*, p.157 (邦訳、183-184頁)。

層秩序もなく、その政治的権威を明確に区切られた一定の領域に限定して行使することはなく、さらに同盟内にも対外的にも絶対的権威はなかった。そのため、ハンザ同盟は、経済活動の効果的な運用に必要な度量法の標準化、中央集権的な法の執行、全体的な通貨体系、財政収入のしっかりした手段の整備のいずれにも成功しなかったのである。

第2の相互承認メカニズムは、非意図的な自然界とは違う社会的選択である。自然界とは異なり、社会環境では、ある一定の社会制度だけを受け入れ容認することによって、自己の望む環境を形成する。国際環境では、主権国家は意図的に主権国家を支持して、他を排除したのである。

たとえば、ハンザ同盟は主権国家が求める条件に応えることができなかった。その最大の問題は、ハンザ同盟は主権国家と国際的取極めを結ぶが、その協定内容を十分守ることができなかったという点にある。ハンザ同盟はメンバー都市の協定不履行を阻止することもできず、結果的に国際協定の相手として不十分であった。そのため、ウエストファリアの平和 (the Peace of Westphalia) では不安定な位置にあった。ハンザ同盟は、国際政治の行為主体として受け入れられず、その20年後、解体した。これとは対照的に、イタリア都市国家は、対内的には分権的ではあったが領域的であり、支配的都市が外交権を独占していた。スプリュイットによれば、諸国際システム (international system)、もしくは主権国家が、都市国家を自分たちと同じ国際システムの構成メンバーとして認め国際的に同等の権限を与えたことが、都市国家を存続させた重要な要因であった。

第3のメカニズムは模倣と離脱である。政治エリートは主権国家が効率的で他国にも受け入れられることを知ると、国家制度を主権国家に変革していく。支配の不確定性を減らし、税収の拡大と軍事力を強化すると考えられる制度を導入する。それが成功するとさらにチャンスを広大させる。すなわち、政治・軍事的対立や経済競争に勝ち (負けず)、さらに諸国家システムの同等の仲間として受け入れられ、条約を通じて政治経済的に長期的利益を追求する環境が得られることになる。<sup>27</sup>

### 3. 諸国家システムと国民国家

国民国家は擬制性を内包させているが、その国民国家が支えられ、なおかつ支えている条

---

<sup>27</sup> Hendrik Spruyt, *Sovereign State and its Competitors*, pp.153-180.

件は諸国家システムである。

### 3-1. 市民革命と人民主権

フランス革命によって、絶対主義時代に確立した「国家主権」が「人民主権」によって再定義されることになり、政治共同体としての国民国家概念が誕生することになった。フランスで生まれたこの人民主権に基づくシティズンシップや民主主義の概念は、個別的な国家の枠を超える普遍性を内包させていた。

フランス革命において、国民 (nation) とは主権の主体としての政治共同体として想定された。たとえば、シェイエスは『第三身分とは何か』の中で、「国民とは何か。共通の法律の下に生活し、同じ立法機関によって代表される共同生活体である。」と語っている。かれにとって、国民とは、現実には「第三身分」としてイメージされ、自由と平等といった理念を共有してフランス革命に合流する意志を持った人々のことをさしていた。そこには、文化や歴史、言語や宗教の共通性を契機にした人的集合体という「民族」の概念はない。かれによってイメージされた国民は、文化的、民族的な概念ではないもっと普遍的な内容をもつものであった。したがって、反革命の亡命した貴族は国民ではないし、逆に「外国人」のトーマス・ペインは国民公会議員として迎えられたのである<sup>28</sup>。

このフランス革命の初期にイメージされた国家は、より正確には「市民からなる国家」と呼ぶに相応しいものであった。ハーバーマス (Jürgen Habermas) は市民からなる国家の特徴を次のようにいう。「市民からなる国家 (The nation of citizens) は自らのアイデンティティの根源を、共通の民族的文化的属性からではなく、積極的に市民的権利を行使する市民たちの実践 (praxis) から得る。このとき、共和主義的伝統に則った『シティズンシップ』は、同じ出自、伝統の共有、共通言語でまとまった前政治的共同体への帰属という考えから完全に決別する。」<sup>29</sup>ここに、国民は、文化的要因とは関係ない政治共同体の政治的アイデンティティを定義する概念として意味をもったのである。エルネスト・ルナンは、アルザス・ロレーヌのプロイセンによる併合とその正当化に対して、これを「国民の存在は、…日々の人民投票 (une plébiscite de tous les jours) なのです」<sup>30</sup>といい、係争地の住民に国民か否かを聞けと訴え

<sup>28</sup> 西川長夫「18世紀 フランス」歴史学研究会編『国民国家を問う』青木書店、1994年、34-35頁。

<sup>29</sup> Jürgen Habermas, "Citizenship and National Identity: Some reflections on the Future of Europe", *Praxis International*, Vol.12, No.1 (April 1992), p.3 (住野由紀子訳「シティズンシップと国民的アイデンティティ」『思想』No.867, 1996年9月号、187頁)。

<sup>30</sup> E・ルナン、J・G・フィヒテ、J・ロマン、E・バリバル、鶴飼哲(鶴飼哲他訳)『国民とは何か』インスクリプト、1997年、62頁。

る。そこでルナンは、種族 (race)、言語、宗教、利害、地理から独立した市民の自己決定による国民概念を提示した。

ハーバーマスは、歴史的にはナショナリズムが普遍的なシティズンシップを誕生させるために必要であったことは認める。しかしながら、ナショナリズムと共和主義との概念的結びつきを認めない。すなわち、ナショナリズムとシティズンシップはフランス革命が生んだ双子であるが、決して不可分な関係ではないと考える。かれによれば、「共和主義的自由は、そもそも国民意識という子宮の生み出したものであるが、そことつながっている自分のへその緒を断ち切ることができる」<sup>31</sup>という。

なぜならこのシティズンシップ、もしくは人民主権という概念は、ルソーの人民の自己決定という考えから生まれたからである。人民主権は、王と人民との権力の分配ではなく、人民の自己決定という主権概念の組み替えであり、新たな政治的権威が創設されたことを意味する。自由で平等な市民からなる団体内部で討議された結果得られるコンセンサスは、最終的には例外なく適用され全員から認知されている「手続き」から生まれるとハーバーマスはいう。ハーバーマスによれば、この手続きは、民主主義国家の構造・憲法であり、自己決定という民主的権利には、特権化された「文化的」生活形態を自己主張することは認められていない。このように、出身国固有の文化的生活を共存させつつ、人民の自己決定という政治文化を共有すれば、「国家単位のシティズンシップ (state citizenship) と世界単位のシティズンシップ (world citizenship) は、ひとつの連続体」<sup>32</sup>であるとかれは考える。

### 3-2. 国民国家の擬制性

ハーバーマスは、シティズンシップはナショナリズムを子宮として生まれてきたが、そのへその緒を断ち切ることができるという。しかし、普遍的シティズンシップの概念は、国民国家の「公共性」や「一般意志」の擬制性を生み、その結果ナショナリズムとの親和性をもつのではないだろうか。人民主権とシティズンシップが、国民国家という閉集合とナショナリズムを必要とする側面を明らかにしたい。

#### シティズンシップの排除と同化

ハーバーマスの普遍的シティズンシップの実現という主張では、個人の特殊性、文化の多

<sup>31</sup> Jürgen Habermas, "Citizenship and National Identity", p.4 (邦訳、187頁)。

<sup>32</sup> *Ibid.*, p.18 (邦訳、201-202頁)。

様性、異質性、集団的多様性は克服されるべきものとして考えられている<sup>33</sup>。これに対してヤング (Iris M. Young) は、同じくラディカルデモクラシーの論者であるがハーバーマスとは異なり、「集団間の差異」に注目し、不平等や抑圧・被抑圧への視点を強調する。ヤングは共和主義的伝統として、この点を次のように述べている。すなわち、共和主義的伝統では、公的討論や政策決定に参加することにより、市民は自己中心的な生活や私的利益の追求という個別性を超越して、共通善に至る一般的視座を獲得すると考えられている。そこでは、シティズンシップは理性と自由の領域であり、個別的な利害や要求からなる雑多で異質性を帯びた領域とは対置されると考える傾向がある。

しかし、地域的、文化的、階級的に多様な構成員からなる現実に対して、「一般意志」の存在という共和主義の理念は、現実の政治の世界においては、すべての市民は同質でなければならないという要求に取って代わられる。その結果、共和主義者は、意識的に何らかの集団を市民とは認めず排除することによって、「一般意志」を実現しようとした。なぜなら、かれらが考えるには、そのような人々は一般的視座をもちえず、かれらを市民に含めれば、公衆は混乱をきたし、分割されてしまうからである。共和主義的市民の特性は、欲望に屈することない理性的で節度ある貞淑なものとして想定された。その裏返しとして、貧しい者、労働者は個別的欲求に影響されやすく、一般的な視座を採ることができないとして市民から排除された。アメリカにおいてこの「共和主義的排除」は、実践における同質性を守るために、女性・黒人・インディアンに向けられた<sup>34</sup>。

さらに、排除の一方で「共和主義的同化」ともいうべきベクトルも働く。ヤングは多様性や異質性、さらには不平等が存在する社会では、それら「個別的」差異を超越し共同行為を促すために、「共同のプロジェクトのモデル」としてスポーツチームの選手や戦時の兵士のような「共通感覚」が重視される危険を指摘している<sup>35</sup>。この指摘から、普遍的シティズンシップには、内在的にナショナリズムへの回路が開かれていることが分かる。構成員の共通意識を創造し、国民国家の共同体性を維持するために文化的一体感を育むのがナショナリズムである。ただし、ヤングの場合、その関心は国内の女性問題や少数民族や移民に対する排除や

<sup>33</sup> 同様の指摘については、以下を参照せよ。木部尚志「ドイツにおけるラディカル・デモクラシー論の現在—ハーバーマス・マウス・ホネット—」『思想』No.867, 1996年9月、214-215頁。

<sup>34</sup> Iris Marion Young, "Polity and Group Difference: A Critique of the Ideal of Universal Citizenship," *Ethics*, Vol.99, No.2 (January 1989), pp.253-255 (施光恒訳「政治体と集団の差異—普遍的シティズンシップの理念に対する批判—」『思想』No.867, 1996年9月、102-4頁)。

<sup>35</sup> Iris Marion Young, "Polity and Group Difference", p.256 (邦訳、105頁)。

同質性の押し付けに向かい、ナショナリズムへの視点は希薄である。この原因は、ラディカル・デモクラシー論に共通する特徴である権力としての国家への視点の稀薄さにあるだろう。

#### シティズンシップとナショナリズム

人民主権理念に基盤を置く国民国家では、シティズンシップはナショナリズムといかなる内在的な親和性があるのだろうか。同じくラディカルデモクラシー論の議論から、普遍的シティズンシップ概念が、ナショナリズムとの回路を開いていることがわかる。それを示してくれるは、シャンタル・ムフ (Chantal Mouffe) の「構成的外部 constitutive outside」の概念である。ムフは「根源的かつ多元的な民主主義」を、シュミット (Carl Schmitt) の「政治的なるもの」に依拠して、紛争や敵対関係が存在することが政治の本質であるという認識をもって、民主主義のあり方を検討する。その意味で、ムフは民主主義論を普遍主義や合理主義からではなく、紛争や敵対を当然とする「価値の多元主義」から考察する。

ムフは、シュミットの友敵論にしたがって「政治的なるもの」の本質に目を向けて、いかなる集合的アイデンティティも、「かれら they」の画定によって初めて、「われわれ we」を作り上げるということを強調する。われわれという集合的アイデンティティは、われわれを否定し敵対する存在こそが作り上げるものである。あるいは別の言い方をすれば、あらゆる合意が必然的に排除の行為に基づくものであって、その意味で完全に包括的な合意など存在しないのだという事実を理解することが重要だという。

さらにこれは、完全に包括的な政治共同体は決して実現されないという議論にいたる。なぜなら、「われわれ」を構築するためには「かれら」と区別されねばならず、そのことは政治的境界線を引くこと、すなわち「敵」を定義することを意味する。したがって、何らかの政治共同体を形成維持するためには、恒常的な「構成的外部」の存在が必要となる。その意味で、政治的共同体は構成的外部との関係のなかでしか存在し得ないことになり、アイデンティティと差異、同化と異化が不可分な組み合わせだということが分かる。そして、いかなる社会的実在も、究極的には政治的なものであり、いかなる普遍的な価値 (普遍的シティズンシップ) を追求しようと、自己の集団や価値を構成するために排除した痕跡、すなわち「構成的外部」を提示せざるを得ない。自己を決めるということは必然的に自己ではない部分を他方で決定することになる<sup>36</sup>。

<sup>36</sup> Chantal Mouffe, *The Return of the Political*, London & New York: Verso, 1993. pp.69, 114 (千葉眞・土井美徳他訳『政治的なるものの復興』日本経済評論社、1998年、138-139頁、225頁)。

したがって、完全に同質かつ均衡した政治社会でない以上、民主主義の普遍的実現の可能性は低下し、民主主義とそれを實現する政治共同体は、必然的に「かれら」との間に政治的境界線を引かざるを得ない。すなわち、民主主義は閉集合であるという論理がここからいえる<sup>37</sup>。

ただし、ムフにおいても、他のラディカルデモクラシー論者と同様に、一定の政治社会(国民国家)内での民主主義のあり方に主な関心があり、シュミットがいう「本質的に政治的な単位としての国家」<sup>38</sup>への視点はまだ弱い。しかし、民主主義と国家の関係は重要である。国民国家概念における民主主義もしくはシティズンシップは、国民を市民として、すなわち個人として一人ひとりに同じ権利を認めるという原則に従う。したがって、民主主義は、中間的社会としての地域共同体やエスニック集団や階級といった差異的要因を捨象する。その結果、一人ひとりが直接この国民国家の構成員として立ち現れることによって、「社会」と国家が一体化する。社会から非政治的なもの、非国家的なものを駆逐して、社会を「政治的なもの」一色にする。民主主義は人々を国民として引っ張り出し、政治化する。なおかつ、その政治化の内容は同質原理を内包しているので、文化的共通性を政治的統合の契機にするナショナリズムとの親和性をもつ。<sup>39</sup>したがって、ナショナリズムは民主主義の登場を待って発生した大衆政治現象でもあるといえる。

橋川文三はその『ナショナリズム』で、ルソーの一般意志論が必然的にナショナリズムを導くという「通説」を強調している。ルソーの一般意志は主権者の意志であり、国家の一体性を形成するものである、というシュミットの言葉を引用して、「ルソーはしばしばデモクラットとしてよりも、むしろトタリタリアンとして論じられることが少なくない」という。一般意志と個人的な利害関心との間に現実の乖離が生じた時、「ネーションの意志」、即ち一般意志にしたがうよう強制する論理が導き出されるとして、ここに民主主義を擁護するかにみえて、リヴァイアサンを武装化する側面を、ルソーの一般意志の思想にみている。ルソーの一般意志の思想が、論理的には民主主義に基づくナショナリズムを導く傾向があるという橋川の指摘は、本稿が言いたいことに近い。ただし、橋川も「ルソーのための弁明」をしているように、フランス革命がナショナリスティックな様相をおびるのは、周辺国の反革命の介

<sup>37</sup> 閉集合としての民主主義について、以下も参照のこと。加藤典洋『「瘦我慢」考——『民主主義とナショナリズム』の閉回路をめぐって』井上俊・上野千鶴子・大澤真幸他編『岩波講座現代社会学24・民族・国家・エスニステイ』岩波書店、1996年、145頁。

<sup>38</sup> カール・シュミット(田中浩・原田武雄訳)『政治的なものの概念』未來社、1974年、47頁。

<sup>39</sup> 加藤典洋『「瘦我慢」考——『民主主義とナショナリズム』の閉回路をめぐって』145-147頁。カール・シュミットは、ここに民主主義が内在させる全体主義への前触れをみている。

入があつてからだし、そもそも、ルソーはギリシャのポリスやジュネーブなどの小規模の政治共同体を念頭に置いたに過ぎないのである<sup>40</sup>。だから、本稿はルソーの一般意志の思想から、民主主義的なナショナリズムの側面を導き出すという方法を慎重に避けたのである。「ルソーはそんなこと言っていない」という反論を予想して、一般意志論が内在させるナショナリズムとの親和性を、あくまでシティズンシップのもつ「同化と排除」、そして「構成的外部」に触れながら指摘したのである。そして、そこに国民国家が「公共性」や「一般意志」の存在や形成を自己正当化の根拠にすることの擬制性とイデオロギー性がうかびあがってくる<sup>41</sup>。

### 3-3. 国家主権とナショナリズム

前節でみたように、シティズンシップはその内在的論理からナショナリズムへの回路を開いているが、その開いた回路を直接ナショナリズムと結び付ける要因は、国家権力の自己正当化力学である。ここでは、ナショナリズムが生じる要因を人民主権からではなく、国家主権の側から考察する。

国家権力は支配の正当性と効率化を目的としてナショナリズムと国民を求める。さらに、国家権力が国民を直接支配していく過程で、国民の同質化を進め、民主化を促進していく。国家権力は住民に税金をかけ徴兵し、さらに住民がそれらに積極的に応じてくれることを望む。すなわち、国家権力は人的物的資源の調達を図るために、住民の国家統治機構内部への統合を強化する。住民が地域共同体に分断され異質な文化や社会の寄せ集めでは、効率の良い中央集権的な統治はできない。そこで、中央集権的な支配を実行するために、国家権力は地域共同体を解体し、全国共通の教育体制の整備による言語や文化の画一化、全国共通の通貨体系、法体系、輸送通信体系を整備する。とくに、全国的な教育体系や運輸通信体系の基盤のうえに文化的共通性が住民に普及すれば、住民は単一の文化共同体の成員として、そして単一の政治共同体の成員として、支配層に対するアイデンティティを強めることになる。

40 橋川文三『ナショナリズム』紀伊国屋書店、1994年、22-35頁。

41 高島によれば、国民国家における「公共性」や「一般意志」の擬制性（仮構）は、代議制によって完成されるという。すなわち、そもそもルソーは「意志は代表されない」といっており、一般意志の形成が可能だと考えた国家は小規模なものであった。ところが、絶対君主制への抵抗手段として形成されていった代議制度が、公共性を形成する政治制度として確立していく。この代表と選挙のシステムは、大衆の生活の自己決定という問題を、政治家選出への参加へと論点を移動し、すりかえるという魔術として機能した。統治者集団は自己の権力の正当化の為に、「民主主義的」な諸制度を形成していった。この代議制度は、19世紀中期以来の「選挙権の拡大」の中で、見事な秩序安定機能をはたしてきた。ここに、市民革命を通じて、代表による参加の擬制が作られることによって、国家の決定は形式的にも「市民」の自己決定と同一であるとみなされ、国家による政治的疎外、あるいは国民国家の擬制性は完成する。高島通敏『政治の発見』三一書房、1983年、92-94頁。

そのことは、地域的、階級的、宗教的な利害対立や差異を隠蔽し、支配層の特殊な利害を正当化するイデオロギー的側面をもつ。こうして、ホブズボウム (E. Hobsbawm) が言うように、国民や民族にかかわる神話や伝統が国家によって創造され、共同体的一体感の創出に役立つ<sup>42</sup>。ここに国家イデオロギーとしてのナショナリズムの存立条件がみられる。

たとえば、橋川によれば、日本の明治維新时期に板垣退助が切望した国民は、紛れもなく、国家と運命をともしにする国民であった。会津攻略に従事した板垣は、会津藩が領民の支援を全く得ていなかったことに安心するどころか、そこに「国民の欠如」という明治維新の日本の現状を見て多いに不安に思ったのである。したがって「明治維新によってもたらされた事態は、国家がその必要のためによく国民を求めにいたったということで、その逆ではなかった。それはいわば、国家がその権利の対象として（福沢のこぼでいえば、『政府の玩具』として！）国民を要求したことにほかならなかった（傍点原文）」<sup>43</sup>。このように、国家は住民の物的人的資源の動員を容易にするために、住民を心理的、文化的に動員しその結果、国家による住民の政治的動員による民衆の政治化、国家化をもたらしたのである。

この国家権力の側からの「国民」とナショナリズムの必要が、前述したシティズンシップの側からナショナリズムにむけて開かれた回路に接続するのである。そもそも、民主主義とナショナリズムは国民国家の成立と時期を同じくして誕生した双生児的近代概念である。

近代民主主義は、ナショナリズムの起源である国民国家の成立を前提条件とする。すでにみたように、民主主義は閉集合を前提とする政治原理であり、国民という概念を政治的境界線として国民国家の成立から手に入れているのである。たとえば、歴史として、フランスのナショナリズムによる集合的アイデンティティは、フランス革命のさなかに生まれたシティズンシップを実現するという機能を果たした。歴史的には、フランス革命はその普遍的な理念とは異なり、ブルボン王朝の絶対主義国家の枠組みを基盤として展開されることになったのである<sup>44</sup>。この主権国家としての枠組みにしたがって、国王処刑後、国民的統一は、統治機構の中央集権化によって「単一不可分の共和国」の建設、「祖国は危機にあり」というように外敵の脅威に対応するために軍隊が国民的統一の役割を果たし、さらに革命運動の深化を目指し文化やイデオロギー的統一を目指した。このように、人民主権、シティズンシップは

<sup>42</sup> Eric Hobsbawm and Terence Ranger eds., *The Invention of Tradition*, Cambridge: The Press of the University of Cambridge, 1983, pp.13-14. (前川啓治・梶原景昭他訳『創られた伝統』紀伊国屋書店、1996年、25-26頁)。

<sup>43</sup> 橋川文三『ナショナリズム』155頁。

<sup>44</sup> このことに関して、以下を参照せよ。Gianfranco Poggi, *The Development of the Modern State: A Sociological Introduction*, Stanford: Stanford University Press, 1995, p.85.

主権国家の条件のなかで展開する以外に歴史的な選択肢はなかった。これが、「民主主義がメビウスの環を通していつのまにかナショナリズムにつながってしまうディレンマ」<sup>45</sup>を生む理由の、国家主権からの説明である。

### 3-4. 諸国家システムと国民国家

国民国家と諸国家システムの相互補強関係を最後に明らかにする必要があるだろう。中世世界崩壊後に主権国家が最終的に生き残った場合との条件の相違は、国民国家では単なる主権国家とは異なり、シティズンシップとナショナリズムが重要な決定要因になるという点である。国民国家と諸国家システムの相互補強関係の三つのメカニズムをここでは指摘してみたい。

第1のメカニズムは、国民国家を相対化する普遍主義的政治運動に対しては、それを阻止する作用が諸国家システムから課せられる場合である。これは、地球民主主義の条件を模索する坂本義和が、普遍的民主主義が国民国家に取り込まれてしまうケースとしてあげているふたつのうちのひとつである。坂本によれば、これはフランス革命やロシア革命に当てはまり「民主化への外圧」といえるものである。すでにみたように、フランス革命は当初、フランスという枠を超えた普遍主義的人民主権原則にしたがっていた。しかし、周辺のアンシャン・レジームの諸国が反革命干渉をおこなった結果、フランスでは「祖国の危機」として認識されたように、民主革命の防衛と国家の防衛とが一体化されることになったのである。この動きは、民主革命が諸国家システムの制限のなかでナショナリズムと連動して国家に組み込まれ、フランス国民国家の形成に寄与する結果を生んだ。もうひとつの例として、ロシア革命がある。ロシア革命では、ロシアという「一国社会主義」ではなく、万国の労働者の団結によって、社会主義革命は国境を越えるものとして考えられていた。しかし、ロシア革命の場合もフランス革命と同様に、反革命干渉戦争によって、革命の防衛とロシア（ソ連）国家の防衛とが一体化される結果になった<sup>46</sup>。

坂本は、もともとは普遍性を指向していた民主主義や社会主義を国家の枠に閉じ込めた原因を、社会による民主主義の不均衡が発展と深くかかわっていると考える<sup>47</sup>。しかし、言う

<sup>45</sup> 加藤典洋「瘠我慢の説考」148頁。

<sup>46</sup> Yoshikazu Sakamoto, "Introduction: The Global Context of Democratization", *Alternatives* 16 (1991), pp.123-124. これとはほぼ同様の内容の論文として、坂本義和「地球民主主義の深化」坂本義和・大串和男編著「地球民主主義の条件」(同文館、1991年)がある。

<sup>47</sup> Yoshikazu Sakamoto, "Introduction: The Global Context of Democratization", p.123.

までもなく、本稿では、その原因を領域的主権を有する国民国家から成る諸国家システムそのものに求める。民主主義の不均衡な発展が主権国家に正当性を与えるひとつの要因であることは確かだが、本質的要因ではないであろう。主権国家と諸国家システムを無視しては、民主主義とナショナリズムの親和性を十分理解できないというのが、本稿におけるこれまでの主張であった。

第2は、民主主義の動きが諸国家システムを再生産するメカニズムである。これは端的には人民主権の実現のために集合的主権を優先させた「民族自決 national self-determination」原則と関係がある<sup>48</sup>。何らかの政治集団が、自己の利益実現を図ろうとする場合、主権国家によって構成される諸国家システムにおいては、自らの主権的政治単位（主権国家）を構築する必要がある。旧植民地において、民主主義運動は民族解放運動としてナショナリズムと連動して、独立と国家形成へと向かった。西欧諸国はヨーロッパで諸国家システムを形成しつつ、世界的には植民地支配による「帝国」を形成していたが、結果的に、その帝国が解体され植民地が独立することによって諸国家システムが地球上を覆ったのである<sup>49</sup>。

しかし、独立しても、「民族」が形成されていない場合が多い。その場合、民族自決の原則には人民主権原則が背景にあるので、独立後に「エリートのナショナリズム」に止まる場合、さらなる民主化、民族自立の要求が継続する。そのような国家においては、それを抑えるために、国家主権の側面が前面に出る強権的な政治体制になる。ビルマの独立時から50年間続いている少数民族の分離独立闘争や民主化弾圧体制がこの例である。また、インドネシアのアチヤや東チモールでの独立への動きが、人民の自己決定という人民主権を基礎をもってその実現のために、入れ物としての自分の国家をもとうとする行為であれば、諸国家システムは補強される。

戦後の諸国家システムはとくに東西冷戦構造に大きく影響されて、二極システムの特徴が顕著であった<sup>50</sup>。この諸国家システムの特徴は、同盟国の主権が制限され、とくに東側ではソ連の共産主義体制の維持が優先されて国内では強権的政治がおこなわれていた。その結果、

<sup>48</sup> 民族自決に関する研究としてさしあたり以下を参照。David Millar, *On Nationality*, Oxford: Clarendon Press, Chapter 4.

<sup>49</sup> 西欧の場合、長い時間をかけてじっくり国民国家を形成した点は重要だが、もうひとつ重要な側面である「帝国」によって蓄積した余剰によって国内の階級対立を緩和し、自国の民主主義を促進させ国民国家形成を容易にしたことは忘れてはならないだろう。また、国内の民主主義が一国主義というナショナリズムとなり、外国での帝国維持を推進したことも忘れてはならない。西欧植民地主義は、植民地支配からの富や植民地への侵略によって自国の民主化を容易にした。(Sakamoto, *op. cit.* p.125, Tilly, *op. cit.* p.167)

<sup>50</sup> 冷戦二極システムに関しては、さしあたり以下を参照。Ramond Aron, *Paix et Guerre entre les Nations*, Paris: Calmann-Levy, 1962, pp.144-148.

人民の自己決定のシティズンシップは抑制され、民主主義もそしてナショナリズムも抑制されていた。まさに、東欧の民主化とその社会主義体制の崩壊は、ソ連へのナショナリズム的反発と民主主義を求める意志が相乗的に高まった結果であった<sup>51</sup>。そして、東欧の民主化運動はソ連帝国を崩壊させ、旧ソ連とソ連ブロックに多くの主権国家を成立させた。

第3は、条約や国連に代表される国際組織、あるいは国家間関係が、国民国家を形成し強化するメカニズムである。これはスプリュイットの主権国家存続の三番目の「相互承認」の原則と共通する。そこでは、主権的性格がはっきりしないハンザ同盟が排除され、小規模ながらも主権性を備えたイタリアの都市国家が他の主権国家から受け入れられ存続したのであった。

国民国家の時代になり、国民国家を地球上に普及させた制度的貢献者は条約や国際組織であった。すなわち、条約や国際組織は主権国家間の取極めや組織であり、国民国家の優位性と正当性を弱めるよりは、むしろ強化してきた。第一次世界大戦後に各国で締結された諸条約は、国民国家の主権と民族の自決や国境画定を公式に承認した。また、国民主権に立った国民国家の相互承認により、国民国家は自国民に対する最高権威が正当化された。たとえば、ウィルソンの14ヶ条の平和原則は、国家主権の概念をシティズンシップの概念と結合させて普遍的に適用できる概念として承認した。とくに、国民の形成基盤として文化的な一体性に政治的正当性を賦与して、「民族の自決」という原則を認めた。それは、帝国の最終的な解体を促し、国民国家としての独立を後押しした。ウィルソンがもっていた勢力均衡に替わる国民国家同士が形成する地球社会という考えは、国民国家から成るシステムを地球大に広げる役割をもったのである。さらに戦後は、国際連合のメンバーに迎えられることによって、国際連合憲章第2条第1項の、「国際連合のすべての加盟国の主権が平等である」という原則に基づき、国家間の主権の平等という法的資格を賦与されることになったのである<sup>52</sup>。

民族解放運動によって独立した「第三世界」の諸国に対しも、国際連合は主権国家として平等な構成国資格を与えた。もちろん、安全保障理事会では平等な資格を与えられていないし、ましてや現実の政治経済関係では対等ではなかったが、新興の国家は国連において承認されたのである<sup>53</sup>。

<sup>51</sup> 東中欧革命については以下を参照せよ。川原彰『東中欧の民主化の構造——1989年革命と比較政治研究の新展開』有信堂、1993年。

<sup>52</sup> Anthony Giddens, *The Nation-State and Violence*, pp.257-266 (邦訳、294-304頁)。

<sup>53</sup> しかし、「世界人権宣言」に示されるように個人を国際法の行為者と捉えているので、国連体系は国民国家による地球社会という枠組みからはみ出した部分もある。この点に関して以下を参照せよ。David Held, *Democracy and the Global Order*, p.83。ヘルドは国民国家をこえた民主主義の可能性を模索するが、この点に関しては、以下が詳しい。佐々木寛『『グローバル・デモクラシー』論の構成とその課題——D. ヘルドの理論をめぐって——』『立教法学』48号(1998年)142-182頁。

## むすび

本研究は、冷戦期のタイ国家構築の歴史分析における分析枠組みのヒントを得ることを目的にした研究である。かりに、国民国家研究の方法を、政治的側面に注目して国内政治により国家を説明する「国家主義」アプローチと、同様に国際関係の行為主体として国家を考える「国際関係」アプローチ、そして、経済的側面に注目して国内の生産様式により国家を説明する「生産様式」アプローチと、世界資本主義システムに従属させて国家を考える「世界システム」アプローチの四つに便宜的に分けて考えてみたい。本研究はこれら四つのアプローチの抱える方法的問題点の反省から、国民国家形成の歴史を主に西欧に求めて、その過程を追うことにより国民国家概念の解体構築を試みた。その際、主権国家とそのコインの裏表の関係にある諸国家システムを縦軸とし、それらが多様な条件のなかでどのように変容を遂げるのかという点に注目した。さらに、歴史的に人的集団が国家の重要な構成要因となり、その結果、シチズンシップとナショナリズムが、国民国家と諸国家システムの相互補強関係を強化したことを示した。ただし、このことは、国民国家や諸国家システムが永遠に存続するということを主張するのではない。本稿の目的は、あくまで擬制としての国民国家を支える諸要因を明らかにすることであった。当然、国民国家を解体する諸要因があり、実際の分析はその両方の要因の複合的な側面に注目することが求められよう。

本研究のその限定的目的を確認したうえでいえることは、国家もしくは国民国家を分析する際には、国際的条件のなかで分析する必要があるということである。とくに、本稿で示したのは、「権力主体とその支配機構」と「権力に包摂された社会システム」と「政治共同体」の三つの側面から国民国家を考え、それと諸国家システムとの相互補強関係に注目することの重要性である。権力主体とその支配機構としての国家は、諸国家システムのなかで主権国家たることを要請され、あるいは支援される。その国際的条件は当該権力に大きな影響を与え、その権力阻害要因にもなるし権力支持要因にもなる。その条件のなかで、権力主体は、権力の集積と集中をおこない領域的な支配を確立しようとする。その領域的支配は必然的に住民支配の強化をとめない、その支配の効率と正当性を得るために、国民の「市民」的側面と「民族」的側面を強める。この国家構造の変容は、諸国家システムとの相互作用に再び跳ね返る。

以上のことは、ごく一般的な説明であり、個別の国民国家の分析には、この一般的要因に、個々の特殊性すなわち国際と国内のそれぞれの個別的な諸条件の検討が当然必要になってく

る。ここに、政治理論と実証的な地域研究との相互補完的な関係が示されているように思う。